

# 社会福祉法人青藍 訪問介護事業所（総合事業） 運営規程

## 第1章 事業の目的及び方針

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人青藍が開設する青藍訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護従業者が、総合事業対象者及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 青藍訪問介護事業所
- 2 所在地 徳島県名西郡石井町浦庄字上浦157番地11

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

### （職員の職種、員数）

第4条 事業所に勤務する職種、員数は次のとおりとする。但し、一部職種については兼務することができる。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| （1）管理者       | 1名            |
| （2）サービス提供責任者 | 2名（介護福祉士2名）   |
| （3）訪問介護職員    | 3名以上（介護福祉士3名） |

### （職員の職務内容）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者は事業所の従業者の管理、訪問介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護従業者に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- （3）訪問介護職員は訪問介護の提供に当たる。

## 第3章 営業日及び利用料

### （営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- 2 営業時間 午前8時から午後6時00分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### （訪問介護の内容）

第7条 訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）身体介助

## (2) 生活援助

(訪問介護の利用料その他の費用の額)

第8条 訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域への事業の実施について自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収するものとする。

(1) 事業者から、片道おおむね20キロメートル以上40キロメートル未満 …300円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

## 第4章 利用に関する事項

(利用対象者)

第9条 訪問介護サービス対象者は次の者とする。

1 利用対象者は総合事業認定者、要介護認定者とする。

(利用の開始)

第10条 訪問介護サービスの利用契約の締結により利用できるものとする。但し、次の各号に該当する場合を除くほかは利用できるものとする。

1 定員の関係から、利用の余裕がない場合。

2 利用しようとする者に、伝染性疾患がある場合。

(利用の終了)

第11条 訪問介護サービスの利用終了は次の各号に該当する場合とする。

1 利用者が死亡したとき。

2 利用者が介護保険施設に入所したとき。

3 要介護認定に該当しなくなったとき。

4 総合事業利用対象者でなくなったとき。

## 第5章 利用者に対する処遇

(訪問介護計画)

第12条 管理者及びサービス提供責任者は、利用者の心身の状況等の調査を行い適切な訪問介護計画を立案し、日常生活の問題解決のための処遇及び相談に努めなければならない。

(生活援助)

第13条 管理者及びサービス提供者は利用者の生活援助を行うに当たっては、次のことに注意しなければならない。

1 献立は、栄養・熱量・消化の良否及び利用者の身体的状況ならびに嗜好、季節及び原料等に考慮し、調和のとれた献立とする。

2 疾病者への食事は、医師の指導を受け対応した食事を提供する。

(身体介護)

第14条 管理者及びサービス提供責任者は利用者の健康管理ならびに清潔な生活環境を維持するために次の事項に留意しなければならない。

1 常に健康状態に注意し疾病の早期発見及び予防等健康保持のため適切な措置をとる。

2 疾病にかかった利用者については速やかに主治医に連絡し指示に従う。

3 その他保健衛生の管理については必要な措置を講じる。

## 第6章 雑則

(緊急時等における対応)

第15条 訪問介護従業者等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときには、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(相談・苦情対応)

第17条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 当事業所は、自ら提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、石井町、吉野川市鴨島町及び徳島市国府町とする。

総合事業の実施地域は、吉野川市鴨島町、石井町、神山町、徳島市とする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会をつぎのとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人青藍と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(秘密保持)

第21条 訪問介護事業の従業者は社会福祉法人青藍個人情報保護規定第15条に則り個人情報を取り扱うものとし、正当な理由無くその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、記した個人情報保護に関する誓約書を従業者と取り交わす。従業者との雇用契約の内容とする。

(補則)

第22条 この規定に定めるほか事業所の運営に必要な事項については管理者がこれを定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成30年2月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、令和6年4月1日から適用する。